特集

# 2023年1月から電子処方箋の運用がスタート

医薬品医療機器等法（薬機法）の一部改正により、2023年1月26日から電子処方箋の運用がスタートしています。これまで紙でやりとりしていた処方箋を電子的に運用する仕組みで、医師・歯科医師が電子処方箋管理サービスに処方箋のデータを登録し、薬剤師が調剤に必要なデータを取得するといった運用になります。電子処方箋は、データヘルス改革の一環であり、オンライン資格確認等システムを基盤として医療情報を連携するサービスの一つです。

## 電子処方箋はデータヘルス改革の一つ

処方箋は、医師・歯科医師から薬剤師への処方内容の伝達だけでなく、医師・歯科医師から患者に交付され、患者みずからが処方内容を知ることができる、患者にとって最も身近な医療情報の一つである。

処方箋の電子化は、地域の医療機関・薬局

### （別掲）　処方箋の電子化のメリット

#### （1）医療機関・薬局における主なメリット

①医療機関からの電子的な処方情報をもとに、薬局で処方内容の照会や後発医薬品への変更などを含む調剤業務が行われ、その結果を医療機関に戻し、次の処方情報の作成の参考にするという情報の有効利用が可能となる。
②医療機関・薬局間での情報の共有が進むことで、医薬品の相互作用やアレルギー情報の管理に資することが可能となり、国民の医薬品使用の安全性の確保など公衆衛生の向上にも資する。
③医療機関では、紙の処方箋の印刷に要するコストが削減される。紙の処方箋の偽造や再利用を防止できる。
④薬局から医療機関への処方内容の照会の結果等の伝達や、先発品から後発品に調剤を変更した際の伝達がより容易になり、医療機関でも患者情報のシステムへの反映が容易になる。後発品の使用促進により、一般名処方や後発品への変更調剤が増加していることに鑑み、処方した医師・歯科医師への調剤結果（患者に交付された薬剤の種類、用法・用量等）の伝達が容易になることは、重要である。
⑤薬局でオンライン服薬指導を実施する際、処方箋の原本を薬局に郵送する代わりに、電子的に提出可能となる。
⑥調剤に関する入力等の労務が軽減され、誤入力が防止される。調剤済みの紙の処方箋の保管スペース等を削減できる。
⑦電子版お薬手帳等との連携等により、医療機関・薬局の連携や処方内容の一元的・継続的把握の効率化等に資する。
⑧医療機関・薬局では、重複投薬等チェック機能を活用することにより、患者に対する不必要な処方・調剤や併用禁忌による有害事象を事前に避けることができる。
⑨救急医療及び災害時において患者の処方・調剤情報を参照できる仕組みを構築することにより、医療関係者は患者の服用している薬剤を知ることが可能となる。

#### （2）患者や家族における主なメリット

①オンライン診療の際、患者は処方箋の原本を電子的に受け取ることが可能となる。また、患者は、薬局への処方箋の事前送付をより簡便に行うことができるようになり、薬局での待ち時間が短縮されることが期待される。
②薬局が患者に調剤した情報を電子的に提供し、電子的に保存・蓄積することで、患者自らが実際に調剤された情報をマイナポータル等を通じて閲覧できる。
③電子版お薬手帳等との連携等によって、患者等が自ら保存・蓄積した調剤の情報を、他の医療機関等に自らの意思で提示することが、紙媒体よりも容易になる。生活習慣病など比較的長期にわたって治療が必要な疾病では、生活環境の変化などにより医療機関・薬局を変更した場合でも、診療の継続性の確保が容易になる。
④ 医療機関・薬局において、重複投薬等チェック機能を活用することにより、患者に対する不必要な処方・調剤や併用禁忌による有害事象を事前に避けることができる。
⑤救急医療及び災害時において患者の処方・調剤情報を参照できる仕組みを構築することにより、医療関係者が患者の服用している薬剤を知ることが可能となる。

「電子処方箋管理サービスの運用について」（令和4年10月28日付け薬生局1028第1号医政発1028第1号保発1028第1号厚生労働省医業・生活衛生局長・医政局長・保険局長通知）より

この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

間における情報共有をさらに促進させることで、より実効性のある重複投薬等の防止が可能になることに加え、患者みずからが服薬等の医療情報を電子的に管理し、健康管理への活用にもつながるなど、多くのメリットが期待される（**別掲**参照）。

2021（令和3）年6月18日に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」では、デジタルヘルス（健康・医療・介護でのデータ利活用）の推進策の一つとして、「オンライン資格確認等システムを基盤とした電子処方箋の仕組みについて、実施時における検証も含め、安全かつ正確な運用に向けた環境整備を行い、2022年度から運用開始する」とされた。これを踏まえ、電子処方箋の仕組みの創設を含む医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）の一部改正（2022（令和4）年5月13日に可決・成立）が行われ、2023（令和5）年1月から電子処方箋システムの運用がスタートすることとなった。

同システムでは、複数の医療機関や薬局で直近に処方・調剤された情報の参照、それらを活用した重複投薬チェックが行えるようになる（**図1**）。

**図1　電子処方箋の仕組み**

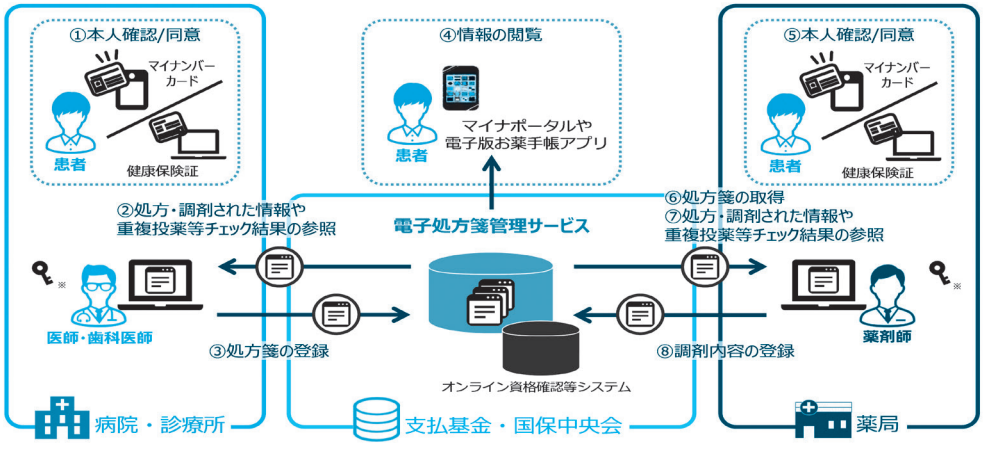


※電子署名の方法は、HPKIカードを用いた方式に限られないが、現時点では本方式のみ利用可能。
「電子処方箋 概要案内」（令和4年11月　1.2版　厚生労働省医薬・生活衛生局）より

## オンライン資格確認とHPKIカード利用が前提

電子処方箋は、オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）ができるシステムを導入していること、医師・歯科医師・薬剤師が電子署名を行うためのHPKIカード[*1]を取得していることが前提となっている。

オンライン資格確認の導入については、2023（令和5）年4月から原則として義務化される。オンライン資格確認に必要となるマイナンバーカードの顔認証付きカードリーダーの申し込み率は全体（病院・医科診療所・歯科診療所・薬局の合計）で89・9％、うち病院は97・9％、薬局は94・6％となっている（2022年12月25日現在）。

一方、参加率（実際に運用まで進んでいる機関）は全体の39・9％となっている。申し込み率と参加率との差は、機器の設定作業や運用テスト等、実際に稼働できるまでに一定の準備期間が必要となることによるもの。なお、

**図2　オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要**

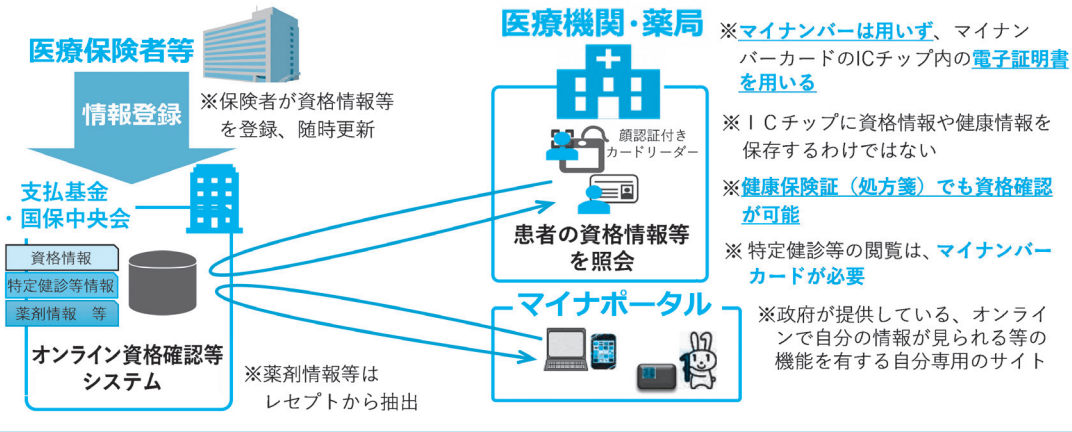


「オンライン資格確認の導入が原則として義務付けられます～データヘルスの基盤となります～」（令和4年7月22日 厚生労働省保険局）より

＊1…HPKI（Healthcare Public Key Infracture）医師、薬剤師等の国家資格と院長、管理薬剤師等の管理者資格を証明することのできる保健医療福祉分野の電子証明書



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

# 回復期・慢性期機能の強化と環境負荷の少ない病院づくり

## ― 徳島市・医療法人清和会 協立病院／協立病院介護医療院 ―

**福祉医療機構では、地域の福祉医療基盤の整備を支援するため、有利な条件での融資を行っています。今回は、その融資制度を利用された徳島市の協立病院を取りあげます。同院は令和４年５月に病院を新築移転し、療養病床を介護医療院に転換するとともに環境負荷の少ない病院づくりに取り組んでいます。新病院の概要や取り組みについて取材しました。**

### 地域に密着した医療・介護サービスを提供

徳島市にある医療法人清和会協立病院は、昭和48年の開設以来、「地域住民の健康を支え、安心・信頼される病院であり続けます」という法人理念のもと、時代の背景や地域に求められるニーズに対応しながら地域に密着した医療・介護サービスを提供してきた。

法人施設は、協立病院（199床）をはじめ、介護老人保健施設2カ所、グループホーム3カ所、居宅介護支援事業所を運営し、日常生活をサポートするための医療・介護事業を展開している。

同院は、急性期から回復期・慢性期医療まで幅広い医療サービスを提供するケアミックス病院として、近隣の急性期病院（徳島大学病院、徳島県立病院等）の後方支援病院の役割を担うほか、法人内の老健やグループホーム、地域の介護施設などから患者を受け入れるサブアキュートの機能を有し、地域医療に貢献している。

医療提供では、脳神経外科、整形外科、呼吸器内科など、さまざまな専門分野をもつ医師が充実していることが強みとなっており、人間ドックや脳ドック、生活習慣病予防健診のほか、脳神経外科医による「頭痛物忘れ外来」での認知症の早期発見や骨粗しょう症などの予防医療に力を入れていることも特色となっている。

### 病院の移転新築に伴い、介護医療院を新設

同院は、移転新築を行い、令和４年５月に新病院を完成させるとともに、医療療養病床の一部と介護療養病床を介護医療院に転換している。

病院の建て替えと病床転換を実施した経緯について、理事長の上田美弥氏は次のように説明する。

「当院は、昭和48年に48床の病院として開設し、326床まで増改築と増床を繰り返してきたことから、動線に非効率が生じていたことに加え、建物の一部が非耐震

**施設の概要**

**医療法人 清和会 協立病院／協立病院介護医療院**

〒770－8070
徳島市八万町寺山13番地2
TEL 088－668－1070
FAX 088－668－1075
URL https://kyoritsuhp.or.jp

**病院開設**：昭和48年
**理 事 長**：上田　美弥
**院　　長**：吉嶋　淳生
**病 床 数**：199床（一般病棟60床、回復期リハビリテーション病棟46床、医療療養病棟93床）、協立病院介護医療院96床
**診 療 科**：脳神経外科、総合診療科、内科、整形外科、泌尿器科、放射線科、皮膚科、循環器内科、リハビリテーション科、胃腸内科
**職 員 数**：514人（令和４年12月現在）
**法人施設**：介護老人保健施設「清寿園」、「ふれあい」／グループホーム「かがやき」、「かがやき２号館」、「ふれあい三野」／居宅介護支援事業所「かがやき」

この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版権者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。

# 続きは、

# 月刊誌 WAM

# 本誌にてご覧ください。

## 定期購読のごあんない

月刊誌「WAM」は1年間の定期購読誌です。

購読料／1年間・・・・7,524円（税、発送料込）
体裁／A4変型判　本文36ページ
編集・発行／独立行政法人福祉医療機構
編集協力／株式会社法研

**定期購読のお申し込みはこちら**

## お問い合わせ

〒105-8486　東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構　総務部　広報課
TEL：03-3438-9240　fax：03-3438-9949